

社会福祉法人熊本県視覚障がい者福祉協会
平成30年度 熊本県点字図書館事業計画

サピエ図書館でのオンラインリクエストサービスや、図書管理システムWEB図書館の導入したことにより、よりよい情報提供とスピード化をめざす。シネマデージー・マンガデージー・テキストデージー製作を手掛け視覚障害者に配慮した資料を製作する。さらに、社会の動向に注目しながら、情報の収集、提供を図るばかりでなく、利用者への情報支援機器の取り扱いのサービスの向上に努め、災害時での情報提供の強化に取り組み必要性に応える。そのためには、関係方面との連携、協調を図り、実態の調査研究を進め、その具体化に向けた検討を図るよう努める。

また、障害者差別解消法や、障害者権利条約が施行される中、複雑多様化する情報社会のなかで、熊本県内に在住する視覚障がい者(利用者)に対して、読書環境及び、情報、生活、文化の提供施設としての、点字図書館の果たす役割においては点字・音声で、生活流通に取り残されることの無いよう努め、眼科医会等へ啓発活動をする。高齢者の視覚障がい者や中途失明者の利用者ニーズに対応するため、一層のサービス向上に努めていく事を第一とする。

正確な情報、資料の収集と提供を図るために、ボランティア指導者、奉仕者のステップアップを図り、点字・録音図書製作、刊行物の発行、配布等、図書館サービスをとおして次の事業を実施する。

1、蔵書の充実と図書の整備

- (1) 新刊点字図書については、特に利用者のニーズに合った図書製作他、点訳ボランティアの協力を得て、今年度約200タイトルの増加を目標に、正確な図書製作と、蔵書の充実を図る。
- (2) パソコン点訳図書製作の充実を図る。特にプライベート点訳書の製作を中心に、蔵書製作に取り組んでおり、優秀な点字データについては、「総合ネットワークサピエ図書館」へ登録する。
- (3) 月刊雑誌、週刊雑誌等の情報誌を購入して、読者のニーズに対応する。
- (4) 新刊録音図書については、音訳ボランティアの協力を得て、今年度、デージー(CD)図書約300タイトルの増加を目標に、正確な録音図書製作により、蔵書の充実を図る。また、利用者ニーズの要望が高い、テキストデージー・シネマデージー・マンガデージーの研修会を開催し、製作奉仕員を養成する。
- (5) デージー(CD)図書製作と、貸し出しの充実を図る。新機種プレクストークの普及に努め、貸し出しの充実と普及を図る。
デージー(CD)図書の自館編集、製作システムについては、専門ボランティアの養成を図り積極的に推進する。

- (6) 月刊雑誌、週刊雑誌等、情報雑誌の他館製作資料録音版を複写して、利用者のニーズに対応する。
- (7) 総合的には、郷土色豊かな点訳図書、録音図書を製作して、地方図書館としての特色を生かすよう努める。
- (8) 英語点字表記法の改正においては、利用者への広報に務め、奉仕員は指導を行う。
- (9) 煩雑する図書貸出を迅速に行うために、年間4回の図書整理日を設ける。期日は、貸出が少ない日(祝日)を設定し、1回につき2日程度とし、利用者にはホームページや「熊点だより等」で公表する。

2. 貸出し業務の充実と拡大

- (1) WEB図書館導入により、一般郵送貸出し業務の迅速かつ正確をモットーに利用者のニーズに対応する事を第一とするよう努める。
- (2) 自館所蔵図書の貸し出しを基本とする他、サピエ図書館にて検索及び、オンラインリクエストにより、利用者の要望に対しては、「ありません」と言わないサービスに努める。具体的システムの活用については、次の方法を利用するため、更に担当職員の研修をはじめ、点字データのアップ及び、ダウンロードを図り、利用者に対応する。
 - ① 利用者自身が、より早く情報収集できるようこのシステムを活用、参加することを啓発し、QOLが高まるように努める。
 - ② 図書館と利用者とを結ぶ、メーリングリストを有効に活用し、情報の収集と発信を可能とする事で、社会参加の一助となるよう努める。
 - ③ パソコンボランティア熊本の協力を得て、個人の要望により自宅訪問でのサポート活動の一層の推進を図り、パソコン利用者の増員へ努める。
- (3) 利用拡大活動を推進し、情報機器説明会を各視覚障害者団体と連携を図り開催し、情報収集に貢献する。更に、県内各地への啓発活動を実施する。
- (4) 新規の利用登録者を増やすため、各関係機関との連携を強化し、利用者の拡大を図る。

3. 広報活動

- (1) 熊本県広報誌に、「熊点だより点字版、録音版」等を寄稿して、新刊図書を紹介する他、点字図書館の現況や諸情報の提供を図る。
- (2) 毎月1回「九視情協最新録音図書案内」の録音版を発行し、九州地区における最新録音図書の紹介をし、利用者の便宜を図る。
- (3) 図書目録(点字版、墨字版)を作製し希望者に配布する。
- (4) ホームページにて新刊図書案内等を紹介して情報の提供に努める。

- (5) 視覚障害者団体、関係団体などの各種会合、行事等へ出席して、点字図書館の現況や活動を紹介し、会員の要望を聞き利用の促進を図っていく。
- (6) 社会へ対して、点字図書館活動への理解と協力を深める為に、関係諸機関、団体等が発行する情報誌、機関誌等に、点字図書館の紹介記事の掲載を依頼し、県内中広く広報に努め、新規利用者の拡大を図る。又、点字教室とデイジー規格の推進会などを開催し、広報活動に努める。
- (7) 登録利用者の調査、整理を行い業務の効率化を図る

4. ボランティアの育成及び活動促進を図る

- (1) 現在活動中の登録ボランティアの、資質の向上と、正確な図書製作を図るための、点訳・音訳奉仕員のステップアップ研修会等を、年6回開催する。また、奉仕員講習会参加者が減少傾向の中、幅広く奉仕員育成のため広報啓発に取り組む。ボランティア全体研修年1回を開催する。
- (2) ボランティア団体や、グループ活動の育成と促進を図るため、「熊本県点訳音訳友の会」他、県内各地域のグループ活動に対し、研修資料、情報等を提供し、連携協調を図っていく。
- (3) 最新の点字編集システム及びBESXのソフトウェアの普及に努め、新規講習会を開催する。
- (4) 各機関からの依頼の点字資料作成等や、プライベートサービス等のスピード化にテキストデイジー編集を、点字データに変換できる奉仕員を養成する。
- (5) 全視情協が管理する「サピエ図書館」の、図書製作支援(管理、共同制作、読み方調べ情報データベースシステム)を利用する。また、地域・生活情報(福祉情報や新聞記事、買い物情報など)の製作作業に協力する。
- (6) 意欲あるボランティアに対し、シネマデイジー・テキストデイジー・マンガデイジーへの取組として、研修会を開催し、奉仕員の中から養成する。
- (7) 各市町村や、社会福祉協議会からの広報誌他、点字印刷やデイジー製作・取組等の相談を受ける中、指導員を派遣し、各地域での視覚障がい者意思疎通支援者として養成に協力する。
- (8) 第32回九視情協大会ボランティア研修会(大分市)参加を誘致する。

5. 点字印刷業務及び点訳図書製作業務

資料提供において点字自動製版機と、点字高速プリンターを有効活用し、製版、印刷業務の能率化を図るとともに、障害者差別解消法の施行により多くの点字印刷情報が提供できるよう、一層の発展と拡大を図っていくよう努める。

点字情報の製作、発行に関しての校正員数名を委嘱し、その協力を得て、今

後更に正確な点字資料の製作に次のとおり努める。

- (1) 公共団体、民間団体、個人等から依頼資料の、点字資料作成等
- (2) 利用者に必要と思われる資料の、点訳、印刷、閲覧、配布等
- (3) 「くまでんだより」、新刊図書目録、会議資料等の点字印刷の充実を図る。
- (4) 「サピエ図書館」の図書検索により、点字情報の収集と発送に努める。
- (5) プライベートサービス等のスピード化にテキストデジターを活用し、点字データに変換し制作に努める。

6. 録音図書製作業務

録音資料の製作、発行に関しての校正員数名を委嘱し、その協力を得て、今後更に正確な録音図書製作に次のとおり努める。

- (1) 公共団体、民間団体、個人等の依頼を受け、録音資料の製作、複写、発送業務の推進を図る。プライベートサービスのスピード化(テキストデジター)
- (2) 月刊、週刊雑誌等の録音版を収集し、複写、製作、発送の充実に努める。
- (3) 「くまでんだより」録音版を製作し、複写、発送に努める。
- (4) マスターテープのデジタル(データ化)への整備。

7. 資料の収集および調査、研究

- (1) 視覚障害者に必要と思われる、点字、録音資料を購入、又は貸借により利用者の要望に対応する。特に、郷土色豊かな資料等の対応に努める。
- (2) 障がいのある方をサポートする方を対象に、支援に役立てていただくことを目的とし同様の講座としても行う。
- (3) 利用者からの要望の多い、タブレットやスマートフォンの使用法を調査研究し困難な方への対応に務める。

8. 盲人用具の斡旋

- (1) 白杖、点字器具一式(点字板、点字用紙、ルーズリーフなど)、音声時計、音声体重計、拡大読書機、ポータブルレコーダー、ブレイルメモ他、盲人用日常生活用具をあっ旋し、利用者の要望に対応し、常に新製品情報を提供する。特に、6月機能アップして発売されるプレクストークPTR3の普及促進に努める。
- (2) 全国基準で定める補装具での利用者に合った用具を推進し、日常生活用具では、各市町村での地域推進事業の地域格差を無くすように、用具申請の統一化を図る。情報・通信支援用具に関しても同じである。

9. 職員の研修の実施と参加

- (1) 日本盲人社会福祉施設協議会(日盲社協)、全国視覚障害者情報提供施

設協会(全視情協)の主催による研修会等への参加

- 5月 音声版選挙公報製作に係る研修会
 - 6月 全視情協総会並びに施設・団体長研修会 (大阪市)
 - 6月 日盲社協大会 岐阜県
 - 8月 点訳指導員講習会(大阪市)
 - 10月 全視情協 第44回全視情協大会職員研修会 岐阜市
 - 12月 音訳指導員認定講習会(大阪市)
 - 2月 情報化対応支援者講習会(東京)
- (2) 九州視覚障害者情報提供施設協議会(九視情協)主催による職員研修会
- 4月 館長会議(理事会) 福岡県
 - 9月 第32回九視情協大会,館長会議、研修会 大分市
- (3) その他関係機関の研修
- 社会福祉協議会・社会福祉施設職員会計実務講座等
- (4) 毎月1回程度、施設内職員研修会を開き、情報化対応と盲人用具の研修をはじめ、知識、技術の向上を図るとともに、相互の情報交換を行い、業務の充実と能率化を図る。

11. 読み代行、代筆サービス事業の実施

- (1) 利用者からの依頼による、普通文字情報をファクスで受信し、音声化して伝えるサービスを実施し、利用者の要望に対応する。また、代筆サービスも行う。
- (2) 地元情報及び、身近な地域生活情報の提供を含め、代読サービスを実施。

12. その他の事業

- (1) 行事協力ボランティアを派遣し、視覚障がい者の行事に協力する。
- (2) 対面ボランティアの協力を得て対面読書サービス及び代筆サービスを行い、館内ボランティア活動をとおして、業務の遂行を図るとともに利用者の要望に対応する。
- (3) 利用者の要望により、パソコン講座を随時受入れその充実を図る。
- (4) プライベートサービスを実施する。これは、利用者の希望図書を点訳図書・録音図書として製作、提供するものである。
- (5) 視覚障害者の更生相談の他、中途失明者懇談会を開催し、点字指導、就学、就労相談に対応する。
- (6) 啓発活動の実施
 - ① 県視協団体が各支部で開催する、歩こう会に参加する。今年度は、玉名市において図書館啓発活動に努める。
 - ② 施設を開放しながら、見学の受入れや、点字体験学習などを実施し、視覚

障がい者の理解と啓発に努める。

- ③ 11月に身障者福祉センターと共催し、地域住民及び他の障害者や地域の小学校に呼びかけて、点字体験学習を行い、日本点字制定の日(11月1日)を社会へ啓発を図る。